

事業連携基本協定書

東近江市長 小椋正清（以下「甲」という）と全国健康保険協会滋賀支部長 若林善文（以下「乙」という）は、当該地域全体の住民及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）の加入者の健康増進について相互に連携、協力して取り組むため、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、それぞれの加入者のみに限らず、地域全体の健康増進の推進に向けた取り組みを通じて、当該地域全体の住民、協会けんぽ加入者の健康増進、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項に関する連携・協力を行うこととする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別途定めることとする。

- （1）特定健康診査やがん検診の受診促進の取り組みに関すること
- （2）生活習慣病患者の早期治療の勧奨等に関すること
- （3）医療費分析、特定健康診査結果の分析等の調査研究に関すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（進捗状況の確認）

第3条 この基本協定による連携・協力を円滑に推進するため、甲及び乙は、それぞれの担当部局を定め定期的に協議を実施するとともに、事業の進捗状況を確認する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この基本協定に基づく連携・協力事項の検討・実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、または他の目的に利用してはならない。

（基本協定の有効期間）

第5条 基本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（基本協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本基本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本基本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

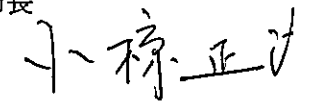
第7条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。また、甲乙間で本協定書の解釈等につき疑義または紛争が生じた場合は、両者誠意を持って協議し解決に努める。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月22日

甲 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長



乙 滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀

全国健康保険協会滋賀支部

支部長

